

敦賀市立松陵中学校 いじめ防止基本方針

平成31年2月19日 改定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、敦賀市、敦賀市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

- (1) 「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（**インターネットを通じて行われるものを含む。**）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
- (2) **けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。**

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

①ほめて伸ばす教育

ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

②人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、**発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく他の人の存在の大切さも認めることができる態度を育てます。**

③体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、**お互いに認め合い助け合う心**を育てます。

④道徳教育の推進

「わたしたちの道徳」・「ふるさと 福井の先人100人」等を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、**思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心**を育てます。

(2) 学校いじめ防止基本方針

①校長は、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。

②校長は、いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

①授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる教育に努めます。

②いじめの起きない学校・学級づくり

○異年齢交流活動を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

○**ゆ-ゆがゆ**等を積極的に活用して、ストレスに適切に対処できるよう支援します。

③生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

④開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公開し、保護者や地域住民等への理解や協力を求めます。

⑤インターネットや携帯電話等SNSに関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。「ふくいスマートルール」(県)や「君を守ルール!!!!!!」(市)の遵守や「ALL OFF」(本校)の取組に力を入れます。

⑥校長は、以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

(4)いじめの早期発見

①積極的ないじめの認知

生徒の表情や行動をきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するように努めます。

(「アイフルタイム」での休み時間の巡視。)

②自己チェックの活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

③日常的な実態の把握

学習準備ノート等を活用し、日常的にいじめ等の早期発見に努めます。また時期を見て**アンケート形式による実態調査を実施**します。

④教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面接を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

(スクールカウンセラーの積極的活用。教育相談週間の実施。)

⑤家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(SNSのトラブルに関する情報の発信。三者相談会の実施。各種たよりにおける情報の収集。)

(5)いじめ事案への対処(事案対処)

①「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まずに速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による対策の立案、組織的な対応により、被害生徒を守ります。

②被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

③外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、**スクールカウンセラー**や**スクールソーシャルワーカー**、**スクールサポーター**等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6)いじめの解消

○いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも**次の2つの要件**が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめの行為（心理的又は物理的な影響を与える行為等）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、校長の判断により、より長期の期間を設定します。校長は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視します。

・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

→いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることであり、校長は、被害生徒本人及びその保護者に対し、面接等により確認します。

→校長は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通します。「いじめ対応サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害生徒への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。

→上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、校長は、被害・加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

(7)いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を敦賀市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、敦賀市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

○いじめの未然防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、開催します。（毎日の主任会等）

（構成員）校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・教育相談担当

- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校、学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・日常的な実態把握、アンケート調査、個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

○いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

（構成員）生徒指導主事・学年主任・担任・教育相談担当・養護教諭

- （活動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携